明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○青少年の読書指導のための資料の作成等に関する規程を廃止する省令（文部科学四）　二
○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一六）　二
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同五）
○日本国に帰化を許可する件（法務四七）
○図書目録登載申し出要領を廃止する告示（文部科学一一）　三
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件（同一二）
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（同一三、一五、一六）
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件（同一四）　四
○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務を自ら行うものとする件（厚生労働五一）　六
○保安林の指定をする件（農林水産三一一～三二五）
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛四〇）
○都市計画に関する件（関東地方整備局五七～六五）　六
○道路に関する件（同六六）
〔国会事項〕　七
内閣　八
〔人事異動〕　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
労働　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
最低工賃の改正決定に関する公示（鹿児島労働局最低工賃公示一）
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分、建設業の許可の取消処分関係
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他　三

省　令

○文部科学省令第四号

青少年の読書指導のための資料の作成等に関する規程を廃止する省令を次のように定める。

令和七年三月四日

文部科学大臣　阿部　俊子

青少年の読書指導のための資料の作成等に関する規程を廃止する省令

青少年の読書指導のための資料の作成等に関する規程（昭和三十四年文部省令第二十三号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十六号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十五条の二の規定に基づき、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（一般保険料の額の算定等に関する特例） **第十七条**　（略） 2　前項の事業に係る一般保険料の納付については、当該事業であつて労災保険に係る保険関係に係るものについての一般保険料及び当該事業であつて雇用保険に係る保険関係に係るものについての一般保険料を、それぞれ、一の事業についての一般保険料のうち、徴収法第十二条第一項第一号の労災保険率に応ずる部分及び同号の雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分とみなす。 3　（略）	（一般保険料の額の算定等に関する特例） **第十七条**　（略） 2　前項の事業に係る一般保険料の納付については、当該事業であつて労災保険に係る保険関係に係るものについての一般保険料及び当該事業であつて雇用保険に係る保険関係に係るものについての一般保険料を、それぞれ、一の事業についての一般保険料のうち、徴収法第十二条第一項第一号の労災保険率に応ずる部分及び同号の雇用保険率に応ずる部分とみなす。 3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。